

2026年度海外留学支援制度（協定派遣）による支援対象者募集要項

海外の大学に留学をする際に経済的支援を希望する大学院学生を以下により募集します。

1. 募集の目的

本学が実施する国際共同大学院プログラムやダブルディグリープログラムにおける研究の一環として海外留学する者に対して日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）2026年度海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金により経済的支援を行うことにより、国際的な研究環境への参画を実現し、専門分野において国際的な視野を持ち、世界を舞台に活躍できる研究者や高度専門職業人の育成を促進することを目的とします。

2. 対象者

本学の博士課程前期又は後期の課程に所属する者で本学が実施する国際共同大学院プログラムや国際共同教育実施委員会が認める戦略的なダブルディグリープログラム等における研究の一環として海外留学する者。なお、国際共同大学院プログラム在籍者を優先的に対象者とします。

※「国際共同大学院プログラム」とは、東北大学高等大学院機構国際共同大学院プログラム部門内規（平成27年4月6日国際共同大学院プログラム部門長裁定）に定める、以下のプログラムとします。

- ① スピントロニクス国際共同大学院プログラム
- ② 環境・地球科学国際共同大学院プログラム
- ③ データ科学国際共同大学院プログラム
- ④ 宇宙創成物理学国際共同大学院プログラム
- ⑤ 生命科学(脳科学)国際共同大学院プログラム
- ⑥ 機械科学技術国際共同大学院プログラム
- ⑦ 日本学国際共同大学院プログラム
- ⑧ 材料科学国際共同大学院プログラム
- ⑨ 災害科学・安全学国際共同大学院プログラム
- ⑩ 統合化学国際共同大学院プログラム
- ⑪ 食科学国際共同大学院プログラム

3. 支援の対象

本制度による支援の対象は、以下の①～⑫の全ての要件を満たす者としてします。

- ① 本学の正規の大学院生であり、留学時の在籍身分が休学ではない者
- ② 留学中の安全管理を所属部局の責任のもと行うことができる者
- ③ 専門分野に関し、留学先大学において研究を行い、高等教育を受けるに十分な外国語能力と健康状態を有し、留学中の学術活動が所属部局で単位認定される者
※認定される単位数については定めを設けません。単位数の多寡に関わらず認定されれば、要件を満たすこととします。また「修士研修」の一部に含める等の取扱いでも構いません。
- ④ 大学院における研究の一環として2026年8月1日～2027年3月31日の期間に留学を開始し、留学期間が32日間～365日間の者
※留学期間は、留学先機関において講義の受講や研究等の学術活動を行う期間となり、出国・渡航及び帰国等に要する期間は含みません。
※留学期間の一部の支援や、留学期間の途中からの支援は行いません。
- ⑤ 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者（特別永住者を含む）
※多重国籍者においても⑤を満たす者は対象となります。

- ⑥ 学生交流及び国際共同大学院に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
※日本に留学中の外国人留学生は対象となりません。
- ⑦ 「経済的理由により自費のみで採択プログラムへの参加が困難な者」であると在籍する研究科又は国際共同大学院により判断された者
- ⑧ 派遣先大学等の所在国・地域への留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑨ 留学終了後、本学に戻り学業を継続し、本学の学位を取得する者又は卒業（修了）する者
※ 退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
※ 留学途中で正規の課程を卒業・修了する者は、要件を満たしません。例えば、プログラム途中で博士課程前期の課程を修了し、引き続き博士課程後期の課程に入学する者も要件を満たしません。
- ⑩ 本学における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、JASSO の定める方法で求められる支給対象者選考時に在籍する課程の前年度の成績評価係数が 3.00 満点で 2.30 以上であること。
※成績評価係数の計算方法の詳細については、ファイル「2026 海外留学支援制度様式等」に含まれるシート「成績評価係数算出表」を参照してください。
※前年度の成績を含めた入学時からの累計の成績評価係数が 2.30 以上あれば、同等とみなして構いません。
※在籍課程の前年度の成績が選考時までには判明しない場合は、原則、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。全学期分の成績も判明しない場合は、以下のとおり算出してください。
・博士課程前期 1 年次 1 学期目の者は、学部最終年次の成績から算出
・博士課程後期 1 年次 1 学期目の者は、博士課程前期最終年次の成績から算出
・前年度休学者は前々年度の成績から、前年度後期休学者は前年度前期の成績から算出
※上記以外のケースについては、下記 11 「問合せ先」にお問い合わせください。
- ⑪ 本制度以外の、留学参加のための奨学金等（研究費奨励費、渡航に係る費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者
※ JASSOが実施する国内の「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。
※ JASSOが実施する「国内の給付奨学金」、「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」との併給は認められません。なお、留学期間中の給付を停止する場合は、本学の国内の給付奨学金担当者を通じて、給付奨学金の支給を停止する手続きをしてください。また、海外留学支援制度の受給による停止の際は、留学前に復活の手続きについても、国内の給付奨学金担当者を通じて確認してください。
※ 「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN 新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。
※ 本制度以外の派遣プログラム参加のための奨学金等（以下「他の奨学金等」という。）とは、派遣学生に直接支給されるものを指します。クラウドファンディング等、プログラム参加のために募った資金は他の奨学金等に該当します。宿泊費や授業料等として在籍大学等から宿泊先や派遣先大学等に支払われる場合は、他の奨学金等に該当しません。
※ 他の奨学金等が月額支給でない場合は、月額に換算した額により確認してください。
※ 他の奨学金等に航空券代等の渡航に係る費用が含まれている場合は、その額を切り離したうえで、月額換算し、本制度による奨学金月額を超えなければ併給可能です。
※ プログラムの目的・目標達成及び派遣学生の学修（研究）に支障がないと本学等が判断した場合は、報酬を伴う研修やインターンシップ、アルバイト等についての収入は、金額に

関わらず本制度の奨学金と併給が可能です。

※ 他の奨学金等を受ける際、奨学金等支給団体側が、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、注意してください。

※ 本学や他の団体等から、留学に関係なく支給される奨学金は、金額によらず併給可能です。

⑫ 原則として、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域（都市）以外に派遣される者

※ 外務省の「海外安全ホームページ」の地図に、派遣先大学等の都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。

※ 派遣学生として JASSO に登録する時点で、派遣先大学等の所在地が「レベル 2」以上に該当する地域になった場合は、原則、本制度の派遣学生として登録することは認められません。また、派遣学生の留学期間中に派遣先大学等の所在地が「レベル 2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせます。

4. 募集人数

20 名程度

※予算状況により、採用人数の合計が 20 人未満となる場合があります。

※応募状況及び予算状況により、2026 年度内に再募集を行う場合があります。

5. 支援の内容

(ア) 月額奨学金

留学開始から最大 12 ヶ月（回）の期間以下の奨学金月額を支給します。

派遣地域区分	A	B	C	D
奨学金月額	12 万円	11 万円	9 万円	8 万円

※派遣地域区分（A、B、C、D）については、ファイル「2026 海外留学支援制度様式等」に含まれるシート「新・派遣先地域による奨学金月額」を参照してください。

※奨学金の支給回数は派遣期間を 31 日ごとに区切って算出します。

[算出の具体例]

派遣日数	支給月数 (支給回数)
32 ～ 62 日	2
63 ～ 93 日	3
94 ～ 124 日	4
125 ～ 155 日	5
156 ～ 186 日	6
187 ～ 217 日	7
218 ～ 248 日	8
249 ～ 279 日	9
280 ～ 310 日	10
311 ～ 341 日	11
342 ～ 365 日	12

(イ) 渡航支援金

JASSO が定める派遣期間又は家計基準を満たした場合、渡航支援金が支給されます。

※月額奨学金及び渡航支援金の支給基準等の詳細については、「日本学生支援機構 2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）に基づく奨学金支給に係る学内手続きガイドライン〔事務担当者向け〕」及び「2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）における渡航支援金について」（以下、「ガイドライン等」という。）を参照してください。

※渡航支援金支給対象者の支給基準及び注意事項等について、必ずガイドライン等により確認してください。また、月額奨学金の受給候補者のみが渡航支援金の受給候補者となります。渡航支援金のみへの申請はできませんのでご留意願います。

【ガイドライン保存場所】

グループウェア>ファイル管理>各種奨学金支給手続き>2026_JASSO 様式_更新年月日.zip

6. 申請方法

上記 3 の要件を満たす者のうち、当該奨学金の支給候補者にふさわしいと判断した者について、以下の書類等を所定の方法により [Google Forms](#) から提出してください。

※応募学生毎に「フォルダ (Zip 形式でない)」を作成し、各学生のフォルダを「Zip フォルダ」で 1 つに取りまとめ、提出してください。

※学生の提出書類を保存するフォルダ名、各応募書類のファイル名については、「研究科名・学籍番号 学年 氏名」の順に記載してください。

[例]

- ・フォルダ名：「工学研究科 B0CD1234 M1 東北太郎」
- ・応募書類名：「工学研究科 B0CD1234 M1 東北太郎 候補者データ」

	提出書類等	形式等	備考	提出方法
1	奨学金候補者データ	エクセル		派遣開始月単位で全候補者分を 1 ファイル (1 ブック) にまとめ下記提出先フォルダに提出 提出書類 3~9 を応募者ごとに <u>統合した PDF</u> ファイルを提出 ※7 及び 9 は該当者のみ提出
2	2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）成績評価確認書（様式 M）	エクセル		
3	2026 年度海外留学支援制度（協定派遣）候補者調書（所定様式）	PDF		
4	成績証明書（学部入学以降の成績証明書）	PDF		
5	受入許可書の写し	PDF	以下の点が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none">▪ 受入教員の氏名、職名、所属（機関・部署）▪ 申請者氏名▪ 受入期間（年月日）	
6	語学能力証明書の写し	PDF		
7	留学期間中の本学又は他団体による経済的支援内容が分かる書類	PDF	当該留学の支援を目的としたもののみ対象。留学をする・しな	

			いに関わらず支給されているものは対象外。
8	海外留学支援制度（協定派遣）による奨学金受給に係る申立書	PDF	
9	学生交流に係る合意文書	PDF	留学先機関と本学との間で大学間協定・部局間協定が締結されていない等の理由から、学生交流に関する署名付きの協定書又は覚書が無い場合は、 <u>組織間</u> による合意文書（研究室間の覚書、契約書等を含む）を提出すること。研究者間（個人間）による合意文書は対象外となるため留意してください。

※渡航支援金に申請する場合は、上記 5-（イ）を参照のうえ、申請に必要となる書類を遺漏なく提出してください。

7. 提出期限

本制度による支援対象者は、留学開始時期により以下のとおり申請を受け付けます。申請から支援対象者決定までの流れは以下のとおりです。なお、支援対象者の決定時期については、目安となります。

留学開始時期	申請期限	支援対象者の決定
2026年8月	2026年5月15日	2026年5月下旬
2026年9月	2026年6月15日	2026年6月下旬
2026年10月	2026年7月15日	2026年7月下旬
2026年11月	2026年8月15日	2026年8月下旬
2026年12月	2026年9月12日	2026年9月下旬
2027年1月	2026年10月12日	2026年10月下旬
2027年2月	2026年11月14日	2026年11月下旬
2027年3月	2026年12月14日	2026年12月下旬

※2026年度は上記のとおり申請を受け付ける予定ですが、予算状況及び応募者数等により募集回数を増減する場合があります。

8. 選考

留学中の研究計画、学業成績等を基に総合的に評価し選考を行います。

9. 奨学金支給に係る手続き

当該奨学金の支給に係る手続き等については、選考結果通知の後、教育・学生支援部留学生課担当者から該当事務担当者に連絡します。

10. 留意事項

- (ア) 本制度は、大学院生の海外留学に対し経済的支援のみを行うものであるため、留学先大学・研究室との連絡、留学中の安全管理、研究指導等については奨学金支給対象者の所属部局の責任のものと行ってください。
- (イ) 派遣先国・地域の情勢の悪化や自然災害、感染症等不測の事態が発生した場合、東北大学の判断で留学を中止・中断する場合でも、理由を問わず、留学前・中・後に発生した一切の費用は奨学金支給対象者が負担することとし、大学には請求できません。

11. 問合せ先

教育・学生支援部留学生課海外留学係

内 線：92-7820

メール：sab_query@grp.tohoku.ac.jp